



医療費支給事業のご案内

こどもの医療費支給事業

問い合わせ／こども未来課こども給付担当（内線2637）[4月～子育て支援課]

お子さんが安心して医療を受けられるように医療費を支給します。支給を受けるには申請が必要です。申請日から助成を受けることができます。

対象・内容／○中学校3年生までのお子さんの通院費 ○お子さんが18歳になる年度末までの入院費

【多子世帯医療費支給制度】

対象・内容／多子世帯（18歳までのお子さんを3人以上養育する家庭）のお子さんが18歳になる年度末までの通院・入院費 ※就労や婚姻などで保護者の扶養から外れた方は除く

※中学卒業から18歳になる年度末までのお子さんの入院費（多子世帯は通院費も含む）の助成を受けるには、毎年度の登録申請が必要です。昨年度登録した方も再度登録してください

ひとり親家庭等医療費支給事業

問い合わせ／こども未来課こども給付担当（内線2637）[4月～子育て支援課]

ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援します。支給を受けるには申請が必要です。認定にあたっては、資格認定要件があり、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象・内容／ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・父又は母に一定の障がいがある家庭・親がいないため親に代わって子どもを育てている養育者家庭）の18歳年度末までの児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）とその母（父）又は養育者の医療費の一部

重度心身障害者医療費支給事業 医療費窓口払い廃止の年齢範囲を拡大

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX 541-1328）[4月～障がい福祉課]

重度心身障がい者の方の経済的負担を軽減するため、窓口で支払われる医療費（健康保険の自己負担額）を助成しています。4月診療分から鴻巣市内の医療機関（柔道整復鍼灸を除く）での医療費窓口払い廃止の対象者を、従来の「中学生まで」から「受給者全員」に拡大します。

対象／○身体障害者手帳1～3級・療育手帳④～B・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方（各手帳取得時の年齢が65歳以上の方は除く） ○65歳未満の時に一定の障がいがあり、その障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方 ※受給者には、公費負担者番号を記載した受給者証を3月下旬に送付します

内容／○後期高齢者医療制度加入者以外＝1医療機関ひと月累計21,000円未満 ※月の途中で累計21,000円以上になった場合、同月の初診日に遡って対象外（窓口払いが発生）となります ○後期高齢者医療制度加入者＝自己負担限度額

在宅重度心身障害者手当を支給

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX 541-1328）[4月～障がい福祉課]

対象／○身体障害者手帳1・2級の方 ○療育手帳④・A・Bの方

○精神障害者保健福祉手帳1級の方

※特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当・重度要介護高齢者手当を受給している方（超重症心身障害児を除く）、本人が市民税課税の方、65歳を過ぎて障害者手帳の交付を受けた方、施設に入所中の方は対象外

支給額／月額5,000円（9月末及び3月末に6か月分を振込）

その他／施設に入所した又は遡及申告により住民税が非課税から課税になった方は、受給資格が喪失し、手当を返還していただく場合がありますので、速やかにご連絡ください

